

## 10万円（特別定額給付金）もらい方 **申請しないと受け取れない**

- ・ 給付金の受給には郵送申請とマイナンバーカード使用のオンライン申請がある

① 住民票のある市区町村から受給権者(世帯主)あてに郵送された申請書類を返

送する方式(**郵送申請方式**)

②マイナポータルからマイナンバーカードを活用して電子申請する方式(**オン**

**ライン申請方式**)。

受給権者は、世帯の世帯主。金額は世帯員数×10万円（非課税）。

- ・ 申請書以外に準備すべき書類

【郵送方式】

(1)本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証等の写し

(2)振込先口座確認書類

金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インタ

ーネットバンキングの画面の写し(水道料引落等に使用している受給権者名義

の口座である場合には不要)

### 【オンライン申請方式】

振込先口座確認書類のみ（マイナンバーカードでは、電子署名により本人確認するため、本人確認書類は不要）

- ・令和2年5月1日から3か月間申請可能

具体的な申請の受付開始時期はそれぞれの市区町村において設定されるが、政府(総務省)としてもホームページ等において情報提供。

- ・手続き等にわからないことがあれば

政府(総務省)のホームページ等において説明資料を掲載。相談受付については、コールセンターを設置する。

### 【コールセンターの概要】

連絡先 03-5638-5855

応対時間 9：00～18：30(土、日、祝日を除く)

**DV など配偶者からの暴力を理由とした避難に対する対応も**

**詐欺にご注意 電話で銀行口座、暗証番号聞きません**